ヒポクラテス賞の授与申請について

　ヒポクラテス賞を別紙審査委員会規定により審査の上、授与を決定いたします。

申請をご希望の方は、下記の要領によりヒポクラテス賞授与申請書をご提出ください。

記

**１．提出書類**

 　　・ヒポクラテス賞授与申請書

・留学先受入承諾書（写）

・研究終了後、研究報告書並びに領収書

**２．提出期限** 令和5年3月27日（月）

**３．申請資格**

　　同窓会会員（社員）を対象とし、且つ同窓会入会後２年以上を経ている者

**４．申請書類作成上の注意**

①申請書は所定の用紙を用いること。（Ａ４版）

②所定の申請書（Word）は1月19日以降、東京医科大学同窓会ホームページからも　ダウンロードいただけます。（https://www.tmu-dousoukai.com/）

**５．研究報告書並びに領収書の提出について**

①審査委員会規定第８条に基づき、研究終了後、研究報告書並びに旅費、宿泊費等

の領収書を提出してください。提出がないと個人の収入とみなされ、課税対象となりますので、ご注意ください。

②研究報告書とは別に留学報告を東京医大同窓会新聞に掲載していただきます。

**６．提出先**東京医科大学医学部医学科同窓会事務局　内線５３７５（小椋）

別紙

東京医科大学医学部医学科同窓会

ヒポクラテス賞審査委員会規定

（目　的）

第１条　この規定はヒポクラテス基金管理運営委員会規定にのっとりヒポクラテス賞授与

　の審査を行うためのものである。

（委員会の構成及び任期）

第２条　委員長は同窓会会長とする。

第３条　委員は若干名とし業務執行理事、各部部長、委員会委員長及び東京医科大学

教育職員のうちより委員長がこれを委嘱する。

第４条　任期は同窓会役員の任期と同じくする。

（審査基準）

第５条　東京医科大学医学部医学科同窓会会員にして、東京医科大学に在職する研究

者のうちより、海外留学者・国内留学者を選定する。

第６条　前条において、同窓会入会後２年以上を経ているものを対象とする。

（審査方法）

第７条　審査の方法は提出書類を主とし、必要に応じて面接を行うこともある。

（研究報告）

第８条　ヒポクラテス賞を受けた者は、研究終了後、速やかに研究報告書及び旅費、宿

　泊費等の領収書を委員会に提出するものとする。

（規定の改正）

第９条　この規定の改正は理事会において行う。

（附　則）この規定は昭和４５年７月１９日より施行する。

２　昭和５４年６月１０日改正。

３　平成２年６月１０日改正。

４　平成１０年６月２１日改正。

５　平成１６年６月２７日改正。

６　平成２７年３月１５日改正。